


## 船舶事故調査報告書

令和5年1月18日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

<b>事故種類</b>	同乗者負傷
<b>発生日時</b>	令和3年7月31日 14時00分ごろ
<b>発生場所</b>	千葉県南房総市平島西方沖 小浦港西防波堤灯台から真方位266° 2.6海里（M）付近 （概位 北緯35° 04.6′ 東経139° 47.1′）
<b>事故の概要</b>	プレジャーボート <sup>エンジェル プラネット</sup> ANGEL PLANETは、北進中、同乗者4人が急減速により飛ばされてハンドレール等にぶつけて負傷した。
<b>事故調査の経過</b>	令和3年9月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	<p>プレジャーボート ANGEL PLANET、12トン              230-40000東京、江商運輸株式会社              10.80m (Lr) × 3.78m × 2.27m、FRP              ディーゼル機関2基、397.18kW（合計）、平成11年2月              （写真1 参照）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">写真1 本船</p>
<b>乗組員等に関する情報</b>	<p>船長 51歳              一級小型船舶操縦士              免許登録日 平成24年7月17日              免許証交付日 平成29年5月29日              （令和4年7月16日まで有効）</p> <p>同乗者A 73歳              一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>

	<p>免許登録日 平成7年12月26日  免許証交付日 令和3年6月22日  (令和8年6月28日まで有効)</p> <p>同乗者B 31歳  同乗者C 46歳  同乗者D 15歳  同乗者E 46歳</p>
死傷者等	重傷 2人(同乗者B、同乗者C)、軽傷 2人(同乗者D、同乗者E)
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人6人(以下「同乗者A、同乗者B、同乗者C、同乗者D、同乗者E及び同乗者F」とそれぞれいう。)を乗せ、海水浴の目的で、千葉県南房総市富浦漁港に向け、令和3年7月31日09時30分ごろ、京浜港東京区所在のマリーナを出航し、11時30分ごろ富浦漁港に到着し、海水浴を行って昼食をとり、13時00分ごろ帰航を始めた。</p> <p>本船は、前部甲板の船尾方に同乗者B及び同乗者Cが座り、同甲板の船首方に同乗者D及び同乗者Eが座ってハンドレールに掛かり、キャビンの椅子に同乗者Fが腰を掛けた状態で、富浦漁港を出港したのち、同漁港内を約5ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)から、徐々に増速した。(写真2参照)</p> <div data-bbox="564 1281 1417 1697" data-label="Image"> </div> <p>写真2 前部甲板上の同乗者B、同乗者C、同乗者D及び同乗者Eの状況(イメージ)</p> <p>本船は、船長がフライングブリッジ左舷側の操縦席に腰を掛けて操船し、同乗者Aが操縦席の右側にある助手席に腰を掛け、約20knの速力で北進した。</p> <p>船長は、助手席に腰を掛けている同乗者Aに顔を向けて会話をしな</p>

がら、左舷船首方のプレジャーボートに気付かないまま航行していたところ、同乗者Aが同プレジャーボートに気付き、引き波により本船が動揺し、前部甲板にいる同乗者4人の身に危険を感じて機関の回転を下げるよう船長に助言をした。

船長は、14時00分ごろ船首方に流木等の障害物があるのだらうと思い、スロットルレバーで両舷機の回転を一気に下げた。

同乗者B及び同乗者Cは、船首方に飛ばされ、揚錨機及び右舷側ハンドレールに、また、同乗者D及び同乗者Eは、ハンドレール等に、それぞれ身体をぶつけて負傷した。(写真3参照)



写真3 スロットルレバーの状況

船長及び同乗者Aは、同乗者の負傷状況を確認し、直ちに治療が必要だと考え、一番近い保田漁港に向かうこととし、船長が118番通報及び救急車を要請した後、14時30分ごろ同漁港に入港した。

同乗者B、同乗者C、同乗者D及び同乗者Eは、それぞれ救急車によって千葉県内の病院及び鋸南町の病院に搬送され、同乗者Bが右肋骨骨折、右血気胸及び右肺挫傷、同乗者Cが右鎖骨遠位端骨折、同乗者Dが外傷性歯冠破折、同乗者Eが頸部挫傷及び腰部挫傷とそれぞれ診断された。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

その他の事項

船長は、小型船舶操縦免許証を取得後、本船の操船経験が約3年であった。

船長は、富浦漁港を出港後、同乗者に周囲の景色を堪能してもらおうと思っていた。

船長は、速力を上げる前に同乗者全員をキャビンに案内しておけばよかったと本事故後に思った。

同乗者B、同乗者C、同乗者D及び同乗者Eは、本事故当時、救命

	<p>胴衣を着用していなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、平島西方沖を北進中、船長が、同乗者Aに顔を向けて会話をしながら航行していたところ、左舷船首方のプレジャーボートに気付かないまま、同乗者Aから機関の回転を下げるよう助言を受けたとき、スロットルレバーで両舷機の回転を一気に下げた際、前部甲板にいた同乗者がキャビンに案内されていなかったことから、前部甲板にいた同乗者B及び同乗者Cが急減速により船首方に飛ばされて揚錨機及び右舷側ハンドレールに、また、同乗者D及び同乗者Eが急減速により、それぞれハンドレール等にぶつけて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、富浦漁港を出港後、前部甲板にいた同乗者に周囲の景色を堪能してもらおうと思い、キャビンに同乗者を案内していなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、同乗者Aに顔を向けて会話をしながら航行したことから、左舷船首方のプレジャーボートに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、同乗者Aから回転を下げるよう助言を受けたとき、船首方に流木等の障害物があると思ったことから、スロットルレバーで両舷機の回転を一気に下げたものと考えられる。</p> <p>同乗者Aは、左舷船首方を航行しているプレジャーボートの引き波により、前部甲板にいる同乗者の身に危険を感じたことから、船長に回転を下げるよう助言をしたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が平島西方沖を北進中、船長が、同乗者Aに顔を向けて会話をしながら航行していたところ、左舷船首方のプレジャーボートに気付かないまま、同乗者Aから機関の回転を下げるよう助言を受けてスロットルレバーで両舷機の回転を一気に下げた際、前部甲板にいた同乗者がキャビンに案内されていなかったため、前部甲板にいた同乗者B及び同乗者Cが急減速により船首方に飛ばされて揚錨機及び右舷側ハンドレールに、また、同乗者D及び同乗者Eが急減速により、それぞれハンドレール等にぶつけたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、出航後、乗船者をキャビンに案内すること。</li> <li>・ 船長は、航行中、周囲の見張りを適切に行い、他船を認め、航行に支障がある場合、早期に減速するなどの措置を採ること。</li> <li>・ 船長は、緊急時を除き、急停止の操作を行わないこと。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上において、常時、救命胴衣を着用すること。</li></ul>
--	---

付図1 事故発生経過概略図

